

## 一般財団法人井内アジア留学生記念財団 2024年度「井内アジア留学生サポートの会」会員募集要項

一般財団法人井内アジア留学生記念財団は、ASEAN 諸国(注 1)の国籍を有する私費外国人留学生(注 2)を対象に、会員相互の親睦・交流・情報交換を目的に交流会開催や学業の進捗、就職活動、その他様々な生活支援のサポートをおこなっています。その対象者を会員として下記の要項により募集いたします。

### 記

#### 1. 応募資格

当会員制度への応募ができる者は、ASEAN 諸国(注 1)の国籍を有する私費外国人留学生(注 2)で、当会員制度の募集開始時点において、下記の要件をそなえる見込みのある者とする。

- ① 当会員制度への応募時における年齢が、27 歳未満の者。
- ② 当会員制度への応募時において、来日して 6 年以内の者。
- ③ 会員期間中において、当財団が主催する行事に出席できる者。
- ④ 会員期間終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者。
- ⑤ 日本語学校生については、卒業後、大学への進学を希望する者。
- ⑥ 日本語による、日常会話レベルのコミュニケーションが可能である者。(原則日本語能力試験 JLPT N3 相当以上)

(注 1): インドネシア・カンボジア・シンガポール・タイ・フィリピン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオス

(注 2): 「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める「留学」という在留資格により、日本の大学若しくは日本語学校において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

#### 2. 会費及び入会金

会費及び入会金は無料とする。

#### 3. 会員資格の有効期間

当財団が会員決定通知を送付した日を入会日とし、会員資格有効期間は、会員が当会員制度への応募時に在籍する大学、若しくは日本語学校の標準卒業年度までとする。ただし、規律違反(会員規程第 9 条(除名)各号のいずれかに抵触した)場合には、直ちに当会員制度から除名するものとする。

#### 4. 申込方法、申込期間

##### ① 申込方法

当会員制度への申込方法は、入会申込書に下記書類を添えて、郵送により当財団に提出すること。送付先の住所は次のとおりとする。(いずれもコピー可)

- (ア) 在留カード(日本国政府発行)の表裏
- (イ) 在学証明書
- (ウ) 在学中の日本の教育機関発行の成績証明書(留学して間もない等により成績証明書がない場合には省略可)
- (エ) 日本語能力試験証明書

(送付先)

〒550-0004

大阪市西区靱本町1丁目10-7 プレミスタワー3402

一般財団法人 井内アジア留学生記念財団 事務局宛

② 申込期間:4月25日~5月17日(注3)

(注3):会員数については、上限を50名とし、申込者数が上限に到達した時点で、募集は終了(先着順)とするため、予めご了承ください。

5. 採否の通知及び会員認定書の発行

会員として認められた者に対しては、会員決定通知兼会員認定書を本人宛に送付する。

6. 届出の義務

会員は、次のいずれかの事由が生じた場合には、当財団へ届出なければならない。

- ① 傷病、その他の事故等により、1カ月以上欠席するとき。
- ② 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- ③ 身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- ④ その他当財団が上記各号等について確認を求めたとき。

7. 報告書の提出

会員は、当財団へ学業・生活状況等について、1年ごとに成績証明書および生活状況報告書(書式任意)を提出しなければならない。また卒業年度には卒業修了証明書を提出すること。

8. 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、当財団の会員としてホームページ上で公開することをはじめ、本制度実施のために利用されます。また、行政機関及び公益法人等から照会があった場合は必要に応じて提供されます。その他、この利用目的の適正な範囲において、大学・日本語学校・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

問い合わせ先

〒550-0004

大阪市西区靱本町1丁目10-7 プレミスタワー3402

一般財団法人 井内アジア留学生記念財団 事務局

電話: 06-6225-2901 Fax: 06-6225-2902

e-mail: iuchi\_myanmar@iuchizaidan.or.jp